

かわまた体験農園 ご利用案内

体験農園の利用にあたっては、各種法令等に基づく様々なルールがあります。

ご利用前に、必ずこの案内をご覧ください、記載の内容をお守りいただくようお願いいたします。

1. 利用資格	1
2. 利用期間.....	1
3. 休園日	1
4. 利用区画・料金.....	1
5. 利用者の責務	1
6. そのほかの注意事項.....	2
7. 住所や電話番号等の変更手続.....	2
8. 農具	2
9. 水道施設.....	3
10. ごみの処理.....	3
11. 利用区画の除草	4
12. 貸付契約の解約及び返還等.....	4
13. 原状回復.....	4
14. 解約の申し出.....	5
15. 賃料の返金	5
16. 貸付期間の継続.....	5
17. 管理人・お問い合わせ先.....	5

1. 利用資格

どなた様でもご利用いただけます。

2. 利用期間

利用者が設定できます。

ただし、3か月以上1年未満で、3月31日を超えない期間とします。

なお、通算5年まで継続申請ができます。

3. 休園日

休園日はありません。

ただし、以下の日時は管理人が不在となりますのでご注意ください。

(1) 管理人が不在となる日

- ・ 月曜日(祝日の場合は翌日)
- ・ 年末年始(12/29～1/3)

(2) 管理人が不在となる時間

- ・ 4月から9月まで 午前7時以前、午後7時以降
- ・ 10月から翌年3月まで 午前8時30分以前、午後6時以降

4. 利用区画・料金

1区画50㎡あたり 月額5,000円(ひと月未満の期間は日割計算します)

別途お伝えする期日までに、一括でお支払いいただきます。

区画は全部で30区画あり、複数区画の利用もできます(最大19区画)。

5. 利用者の責務

(1) 貸付農地の清潔保持を図ってください。

(2) 以下の行為は禁止されています。

- ① 貸付農地を損傷し、又は汚損すること。

- ② 建物及び工作物を設置し又は設置してある施設を撤去すること。
- ③ 営利を目的として作物を栽培すること。
- ④ 野菜又は草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- ⑤ 他の利用者の区画に無断で立ち入ること。
- ⑥ 農園の利用の権利を譲渡し又は転貸すること。
- ⑦ その他、管理上支障がある又は他の利用者の迷惑になると町長が認める行為を行うこと。

6. そのほかの注意事項

- (1) 自動車は、所定の駐車場に置き、周辺道路等には置かないでください。
- (2) ほかの利用者や近隣住民の迷惑となるような騒音・振動・臭い等を出さないでください。
- (3) 農園施設等に損害を与えた場合は、賠償していただくことがあります。
- (4) 町は、貸付契約の解約による作物等の補償、天災、病虫害及び盗難等により生じた損害並びに農園内で発生した事故や怪我等については、責任を負いかねます。ご利用にあたっては、ご自身においてご注意をお願いします。

7. 住所や電話番号等の変更手続

住所や電話番号などが変わったときは、すみやかに管理人へお伝えください。

8. 農具

以下の農具の貸し出しを行っています。

区 分	名 称	数量	単位
農機具倉庫	鎌	10	本
	鍬	8	本

	剣先スコップ	5	本
	角スコップ	3	本
	フォーク	5	本
	手押し一輪車	3	台
	散水ジョウロ	5	個
	立鎌	3	本
その他	散水ホース	6	本
	耕運機	1	台

以下の点を守って使用してください。

- (1) 数に限りがあるのでゆずりあって使用してください。
- (2) 使用後は、区画内で泥を落としてから水洗いし、物置に戻してください。
- (3) 貸出農具は、体験農園から持ち出さないでください。
- (4) 貸出農具が壊れたときは、管理人まで連絡してください。
- (5) 貸出農具にない農具は、各自で用意してください。

9. 水道施設

手洗いや作物への散水に利用できますが、飲料用として利用しないでください。

10. シャワー室

ご使用の際は、管理人へお声掛けください。

11. ごみの処理

ごみは放置したり、区画内に埋めたりせず、所定の場所に捨てるようにしてください。

農園外のごみの持ち込みは禁止です。

12. 利用区画の除草

利用している区画の雑草は、すみやかに除草してください。雑草を繁茂させると、病害虫の発生原因となり、付近の区画を利用している方や市民農園の近隣の方の迷惑となります。

特に夏場は利用回数を増やすなどして、頻繁に除草してください。

13. 貸付契約の解約及び返還等

利用者と町との関係は、農地の区画の貸付契約となります。

次に掲げる事由に該当する場合は、貸付契約を解約することがあります。

- (1) 町が、やむを得ない事由により、区画の一部または全部の貸付けができなくなったとき。
- (2) 利用者が、特定農地貸付契約解約申出書(様式第4号)により貸付契約の解約を申し出たとき。
- (3) 利用者が、「5.利用者の責務」の記載に反したとき。
- (4) 利用者が、区画を正当な理由なく耕作しないとき。
- (5) 「6.そのほかの注意事項」に反したときなど、町長が貸付けについて不適当と認めたとき。

14. 原状回復

貸付期間の終了時又は貸付契約の解約時は、区画を原状回復し、返還してください。

原状回復にあたっては、作物や資材、雑草などを片付けて更地に戻してください。野菜等の栽培途中でも、栽培を中止して作物等を片付けていただく必要があります。

なお、マルチシートや草、ゴミなどは絶対に区画の中に埋めないでください。

15. 解約の申し出

貸付期間の満了前に利用を終了するときは、管理人へお申し出いただき、「特定農地貸付契約解約申出書(様式第4号)」をご提出いただきます。

申出書の受理後、町の職員が区画を現地確認し、特に問題がなければ終了となり、「特定農地貸付契約解約通知書(様式第5号)」により解約通知をさせていただきます。

16. 賃料の返金

貸付期間の満了前に解約したときは、解約日を貸付期間の終期とみなして賃料の再計算を行い、残余额があれば利用者へご返金します。

ただし、「12.貸付契約の解約及び返還等」の(3)～(5)に該当する場合は返金できません。

17. 貸付期間の継続

(1) 貸付期間満了後、引き続き利用を希望する場合は、満了日の2月前までに、「特定農地借受継続申込書(様式第3号)」に必要事項を記入し、管理人へ提出してください。なお、継続には審査があります。

(2) 貸付期間は、通算して5年までです。

18. 管理人・お問い合わせ先

運営業務受託者 株式会社 smile farm

住 所：川俣町山木屋字社前32-1

電 話：070-4084-2799

024-572-7995

FAX：024-572-7895

E-mail: kawamata.taikennouen@outlook.jp